

ひと目でわかる

伊丹市立市民まちづくりプラザ

事業内容

☆伊丹市委託事業

伊丹市からの事業費を使って行う事業です。

○伊丹市立市民まちづくりプラザの事業運営および施設管理

- ①まちづくり活動を行う団体等の支援及び連携に関する業務
NPO法人の設立運営支援(随時) 団体・市民間コーディネート 市民活動相談
伊丹市諸組織との連携(三館連携会議→かけはしバンク)
伊丹市諸組織・公共施設との連携(伊丹市社協・中央公民館・婦人女性児童センター)
登録団体の皆様→会議室利用(無料) 備転機利用(有料)

- ②まちづくり活動を行う市民の交流の促進に関する業務
交流の場の設定 たみまるカフェ・白熱たみまるカフェ・地域つながりカフェ
防災カフェ まちプラコーラス

- ③まちづくり活動に関する情報、資料の収集及び提供に関する業務
NPO基礎講座 助成金セミナーなどの開催
HP ブログ FB等を活用した情報収集発信

- ④まちづくり活動に関する講座等の開設
市民みんなが先生講座 社会起業講座
まちプラITヘルプデスク HP・ブログ・FB講座

- ⑤まちづくり活動に関する啓発業務
協働講座 公共施設マネジメント講座 市民自治講座

- ⑥その他、まちづくり活動の推進に必要な事業の展開
ボランティア祭りへの協力 まちなかパル事業への協力
阪神北地域4中間支援NPO法人連絡会議(定例開催)
NPOマネジメントスクール伊丹校の共同開催(NPO法人CS神戸主催)
市民活動団体等とのまちづくり連携活動



場所 伊丹阪急駅ビル3F

開館時間 午前10時~午後8時

休館日 毎週水曜日及び休日の翌日

実効面積100㎡ 年間来館者 14000名

まちプラの歩み

伊丹市立市民まちづくりプラザは、平成15年に制定された、伊丹市まちづくり基本条例に基づく参画と協働のまちづくりの拠点施設として、平成16年より運用がはじまり、管理運営は民間のNPO法人などが公募指定管理方式により担っていくことになりました。

第一期より(特)阪神・智頭NPOセンターが管理運営を受託しております(旧阪神NPOセンター)。第四期は平成29年3月まで。

伊丹市主管部署は市民部まちづくり推進課です。

伊丹市まちづくり基本条例(平成16年)とまちプラ

まちづくり基本条例は、まちづくり基本条例をつくる会の市民のみなさんをはじめ多くの関係者の努力によって作られた市民と伊丹市の財産です。

前文
地方分権の一環の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生き生きと共に感じられる成熟都市を創造していかねばなりません。その基礎は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心をもち、自らの意思によってまちづくりに参加する。あるいは、自らがまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を重ねるという熟議を行うことが重要です。この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

中略

第5条 市は、第2条の基本理念のとおり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2. 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3. 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の高質の向上に努めなければならない。

平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例

伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年)とまちプラ

第五次総合計画の基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針1 参画と協働による市民自治

基本施策 行政情報の積極的公開・共有に基づく市民の市政への参画
協働のまちづくり
地域コミュニティの基礎強化

第五次総合計画をみても、まちプラの果たす役割は大切ですね。

☆伊丹市立市民まちづくりプラザ自主事業

伊丹市からの事業費は使えませんが、まちづくりプラザの発展また市民活動のすそ野を広げる事に資する事業については、その都度伊丹市と協議のうえ、自主開催しております。

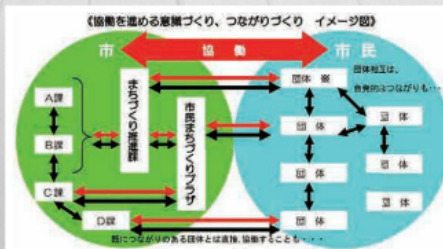
- ①若者事業・若者のたまり場事業→ゆうたま・伊丹学生交流センター
- ②多世代交流事業 リータのフェスティバル開催
- ③IT関連講座 アンドロイドアプリ作成講座 EXCEL講座
- ④高齢者福祉と介護保険講座
- ⑤恋愛カフェ



伊丹市協働の指針(平成25年)とまちプラ

協働の指針にはまちプラの役割が明文で位置付けられた

協働の指針によってまちづくりプラザには明確な使命が課せられました。職員一同力を合わせ研鑽を怠らず頑張っていきたいと考えております。



3 協働のまちづくりの実現に向けた取り組み

1 協働を進めるための意識づくり、つながりづくり

まちづくり推進課がコーディネート役となり、市の部局間の連携を進めます。市民まちづくりプラザは、団体の活動支援を行いつつ、まちづくり推進課とともに市民団体と市をつなぐパイプ役を担っていきます。

さらに、全体的に協働を進めていくことができるよう、研修などによって職員の意識の向上を図りながら、つながりづくりの場への積極的な参加を呼びかけます。また、新たに協働を推進できるような制度を検討します。

伊丹市立市民まちづくりプラザ

事業内容

☆伊丹市委託事業

伊丹市からの事業費を使って行う事業です。

○伊丹市立市民まちづくりプラザの事業運営および施設管理

- ①まちづくり活動を行う団体等の支援及び連携に関する業務
NPO法人の設立運営支援(随時) 団体・市民間コーディネート 市民活動相談
伊丹市諸組織との連携(三館連携会議→かけはしバンク)
伊丹市諸組織・公共施設との連携(伊丹市社協・中央公民館・婦人女性児童センター)
登録団体の皆様→会議室利用(無料) 輪転機利用(有料)
- ②まちづくり活動を行う市民の交流の促進に関する業務
交流の場の設定 たみまるカフェ・白熱たみまるカフェ・地域つながりカフェ
防災カフェ まちプラコース
- ③まちづくり活動に関する情報、資料の収集及び提供に関する業務
NPO基礎講座 助成金セミナーなどの開催
HP ブログ FB等を活用した情報収集発信
- ④まちづくり活動に関する講座等の開設
市民みんなが先生徒講座 社会起業講座
まちプラITヘルプデスク HP・ブログ・FB講座
- ⑤まちづくり活動に関する啓発業務
協働講座 公共施設マネジメント講座 市民自治講座
- ⑥その他、まちづくり活動の推進に必要な事業の展開
ボランティア祭りへの協力 まちなかバル事業への協力
阪神北地域4中間支援NPO法人連絡会議(定例開催)
NPOマネジメントスクール伊丹校の共同開催(NPO法人CS神戸主催)
市民活動団体等とのまちづくり連携活動



場所 伊丹阪急駅ビル3F

開館時間 午前10時~午後8時

休館日 毎週水曜日及び休日の翌日

実効面積100㎡ 年間来館者 14000名

まちプラの歩み

伊丹市立市民まちづくりプラザは、平成15年に制定された、伊丹市まちづくり基本条例に基づく参画と協働のまちづくりの拠点施設として、平成16年より運用がはじまり、管理運営は民間のNPO法人などが公募指定管理方式により担っていくことになりました。

第一期より(特)阪神・智頭NPOセンターが管理運営を委託しております(旧阪神NPOセンター)。第四期は平成29年3月まで。

伊丹市主管部署は市民部まちづくり推進課です。



伊丹市まちづくり基本条例(平成16年)とまちプラ

まちづくり基本条例は、まちづくり基本条例をつくる会の市民のみなさんをはじめ多くの関係者の努力によって作られた市民と伊丹市の財産です。

前文 地方分権の一環の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを感じられる成熟都市を創出していかねばなりません。その基礎は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心をもち、自らの意思によってまちづくりに参加する。あるいは、自らまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかねばなりません。この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが重要で、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

- 第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の基盤に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。
- 中略
- 第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。
2. 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。
 3. 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の高質の向上に努めなければならない。

平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例

伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年)とまちプラ

第五次総合計画の基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針1 参画と協働による市民自治

基本理念 行政情報の積極的は公開・共有に基づく市民の行政への参画
協働のまちづくり
地域コミュニティの基盤強化

第五次総合計画をみても、まちプラの果たす役割は大切ですね。

☆伊丹市立市民まちづくりプラザ自主事業

伊丹市からの事業費は使えませんが、まちづくりプラザの発展また市民活動のすそ野を広げる事に資する事業については、その都度伊丹市と協議のうえ、自主開催しております。

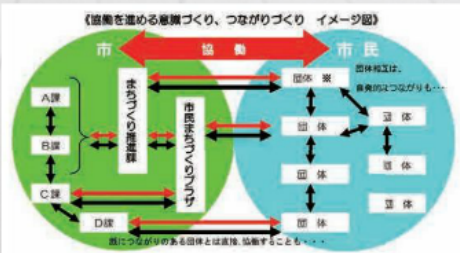
- ①若者事業 ・若者のたまり場事業→ゆうたま ・伊丹学生交流センター
- ②多世代交流事業 リータのフェスティバル開催
- ③IT関連講座 アンドロイドアプリ作成講座 EXCEL講座
- ④高齢者福祉と介護保険講座
- ⑤恋愛カフェ



伊丹市協働の指針(平成25年)とまちプラ

協働の指針にはまちプラの役割が明文で位置付けられた

協働の指針によってまちづくりプラザには明確な使命が課せられました。職員一同力を合わせ研鑽を怠らず頑張っていきたいと考えております。



3 協働のまちづくりの実現に向けた取り組み

1 協働を進めるための意識づくり、つながりづくり

まちづくり推進課がコーディネート役となり、市の部局間の連携を進めます。市民まちづくりプラザは、団体の活動支援を行いつつ、まちづくり推進課とともに市民団体と市をつなぐパイプ役を担っていきます。さらに、全市的に協働を進めていくことができるよう、研修などによって職員の意識の向上を図りながら、つながりづくりの場への積極的な参加を呼びかけます。また、新たに協働を推進できるような制度を検討します。

☆伊丹市委託事業

伊丹市からの事業費を使って行う事業です。

○伊丹市立市民まちづくりプラザの事業運営および施設管理

- ①まちづくり活動を行う団体等の支援及び連携に関する業務
NPO法人の設立運営支援(随時) 団体・市民間コーディネート 市民活動相談
伊丹市諸組織との連携(三館連携会議→かけはしバンク)
伊丹市諸組織・公共施設との連携(伊丹市社協・中央公民館・婦人女性児童センター)
登録団体の皆様→会議室利用(無料) 輪転機利用(有料)
- ②まちづくり活動を行う市民の交流の促進に関する業務
交流の場の設定 たみまるカフェ・白熱たみまるカフェ・地域つながりカフェ
防災カフェ まちプラコーラス
- ③まちづくり活動に関する情報、資料の収集及び提供に関する業務
NPO基礎講座 助成金セミナーなどの開催
HP ブログ FB等を活用した情報収集発信
- ④まちづくり活動に関する講座等の開設
市民みんなが先生徒講座 社会起業講座
まちプラITヘルプデスク HP・ブログ・FB講座
- ⑤まちづくり活動に関する啓発業務
協働講座 公共施設マネジメント講座 市民自治講座
- ⑥その他、まちづくり活動の推進に必要な事業の展開
ボランティア祭りへの協力 まちなかバル事業への協力
阪神北地域4中間支援NPO法人連絡会議(定例開催)
NPOマネジメントスクール伊丹校の共同開催(NPO法人CS神戸主催)
市民活動団体等とのまちづくり連携活動



場所

開館時

休館日

実効面

伊丹市
に制定
づく
て、平
は民間

第一
受託
成2

伊

☆伊丹市立市民まちづくりプラザ自主事業

伊丹市からの事業費は使えませんが、まちづくりプラザの発展また市民活動のすそ野を広げる事に資する事業については、その都度伊丹市と協議のうえ、自主開催しております。

- ①若者事業 ・ 若者のたまり場事業 → ゆうたま ・ 伊丹学生交流センター
- ②多世代交流事業 リータのフェスティバル開催
- ③IT関連講座 アンドロイドアプリ作成講座 EXCEL講座
- ④高齢者福祉と介護保険講座
- ⑤恋愛カフェ





伊丹市まちづくり基本条例(平成16年) とまちプラ

まちづくり基本条例は、まちづくり基本条例をつくる会の市民のみなさんをはじめ多くの関係者の努力によって作られた市民と伊丹市の財産です。

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは、自らまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるといった熟議を行うことが重要です。この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極

まちづくり基本条例は、まちづくり基本条例をつくる会の市民のみなさんをはじめ多くの関係者の努力によって作られた市民と伊丹市の財産です。

前文

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代，地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに，すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし，いきいきと活動でき，生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。その基盤は，自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち，自らの意思によってまちづくりに参加する，あるいは，自らがまちづくりの担い手となって活動するという，自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。市民も市も，これまでのまちづくりに対する意識を改革し，まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには，市民も市も，異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねるとい熟議を行うことが重要です。この熟議を基本に，先人が永年培ってきた歴史，文化，風土や良好なコミュニティを土台として，市民と市が，パートナーシップを確立し，適切に役割と責任を分担し，補完し合い，協力して，まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し，力強い市民自治を実現するために，この条例を制定します。

第1条 この条例は，市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより，自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し，地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

中略

第5条 市は，第2条の基本理念にのっとり，市民の市政への参画の機会を確保し，市民と協働して，まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2、市は，市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3、市は，市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに，職員の資質の向上に努めなければならない。

平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例

伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年) とまちプラ

伊丹市立市

事業内容

委託事業

事業費を使って行う事業です。

まちづくりプラザの事業運営および施設管理

活動を行う団体等の支援及び連携に関する業務

まちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

中略

第5条市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2、市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3、市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。



平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例



伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年) とまちプラ

第五次総合計画の基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針1 参画と協働による市民自治

基本施策 行政情報の積極的は公開・共有に基づく市民の行政への参画

協働のまちづくり

地域コミュニティの基盤強化

第五次総合計画をみても、まちプラの果たす役割は大切ですね。

担っていくことになりました。

り（特）阪神・智頭NPOセンターが管理運営を
おります（旧阪神NPOセンター）。第四期は平
3月まで。

市主管部署は市民部まちづくり推進課です。

第五次総合計画の基本目標

基本方針1

第五次総合計画をみて

伊丹市協働の指針(平成25年) とまちプラ

協働の指針にはまちプラの役割が明文で位置付けら

指針によってまちづくりプラザには明確な使命が課せ
讃を怠らず頑張っていきたいと考えております。

協働を進める意識づくり、つながりづくり イメージ図



3 協働のまちづく

1 協働を進めるための

平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例

伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年)とまちプラ

第五次総合計画の基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針1 参画と協働による市民自治

基本施策 行政情報の積極的は公開・共有に基づく市民の行政への参画
協働のまちづくり
地域コミュニティの基盤強化

第五次総合計画をみても、まちプラの果たす役割は大切ですね。

成25年)とまちプラ

割が明文で位置付けられた

明確な使命が課せられました。職員一同力を合

伊丹市立市民まちづくりプラザ

事業内容

☆伊丹市委託事業

伊丹市からの事業費を使って行う事業です。

○伊丹市立市民まちづくりプラザの事業運営および施設管理

- ①まちづくり活動を行う団体等の支援及び連携に関する業務
NPO法人の設立運営支援(随時) 団体・市民間コーディネート 市民活動相談
伊丹市諸組織との連携(三館連携会議→かけはしバンク)
伊丹市諸組織・公共施設との連携(伊丹市社協・中央公民館・婦人女性児童センター)
登録団体の皆様→会議室利用(無料) 輪転機利用(有料)
- ②まちづくり活動を行う市民の交流の促進に関する業務
交流の場の設定 たみまるカフェ・白熱たみまるカフェ・地域つながりカフェ
防災カフェ まちプラコース
- ③まちづくり活動に関する情報、資料の収集及び提供に関する業務
NPO基礎講座 助成金セミナーなどの開催
HP ブログ FB等を活用した情報収集発信
- ④まちづくり活動に関する講座等の開設
市民みんなが先生徒講座 社会起業講座
まちプラITヘルプデスク HP・ブログ・FB講座
- ⑤まちづくり活動に関する啓発業務
協働講座 公共施設マネジメント講座 市民自治講座
- ⑥その他、まちづくり活動の推進に必要な事業の展開
ボランティア祭りへの協力 まちなかバル事業への協力
阪神北地域4中間支援NPO法人連絡会議(定例開催)
NPOマネジメントスクール伊丹校の共同開催(NPO法人CS神戸主催)
市民活動団体等とのまちづくり連携活動



場所 伊丹阪急駅ビル3F

開館時間 午前10時~午後8時

休館日 毎週水曜日及び休日の翌日

実効面積100㎡ 年間来館者 14000名

まちプラの歩み

伊丹市立市民まちづくりプラザは、平成15年に制定された、伊丹市まちづくり基本条例に基づく参画と協働のまちづくりの拠点施設として、平成16年より運用がはじまり、管理運営は民間のNPO法人などが公募指定管理方式により担っていくことになりました。

第一期より(特)阪神・智頭NPOセンターが管理運営を委託しております(旧阪神NPOセンター)。第四期は平成29年3月まで。

伊丹市主管部署は市民部まちづくり推進課です。



伊丹市まちづくり基本条例(平成16年)とまちプラ

まちづくり基本条例は、まちづくり基本条例をつくる会の市民のみなさんをはじめ多くの関係者の努力によって作られた市民と伊丹市の財産です。

前文 地方分権の一環の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを感じられる成熟都市を創出していかねばなりません。その基礎は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心をもち、自らの意思によってまちづくりに参加する。あるいは、自らまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改築し、まちづくりの機軸を行政主権から市民の参画と協働へと大きく転換していかねばなりません。この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが重要で、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

- 第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本質に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。
- 中略
- 第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。
2. 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。
 3. 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の高質の向上に努めなければならない。

平成16年・伊丹市立市民まちづくりプラザ条例

伊丹市まちづくり基本条例第5条を具体化した市民施設がまちプラなんだね

第五次伊丹市総合計画(平成23年)とまちプラ

第五次総合計画の基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針1 参画と協働による市民自治

基本理念 行政情報の積極的は公開・共有に基づく市民の行政への参画
協働のまちづくり
地域コミュニティの基盤強化

第五次総合計画をみても、まちプラの果たす役割は大切ですね。

☆伊丹市立市民まちづくりプラザ自主事業

伊丹市からの事業費は使えませんが、まちづくりプラザの発展また市民活動のすそ野を広げる事に資する事業については、その都度伊丹市と協議のうえ、自主開催しております。

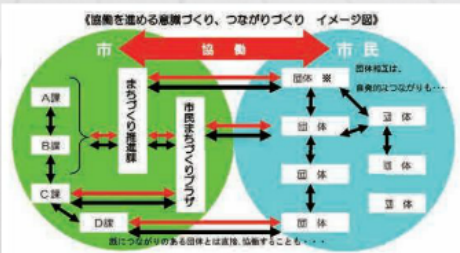
- ①若者事業 ・若者のたまり場事業→ゆうたま ・伊丹学生交流センター
- ②多世代交流事業 リータのフェスティバル開催
- ③IT関連講座 アンドロイドアプリ作成講座 EXCEL講座
- ④高齢者福祉と介護保険講座
- ⑤恋愛カフェ



伊丹市協働の指針(平成25年)とまちプラ

協働の指針にはまちプラの役割が明文で位置付けられた

協働の指針によってまちづくりプラザには明確な使命が課せられました。職員一同力を合わせ研鑽を怠らず頑張っていきたいと考えております。



3 協働のまちづくりの実現に向けた取り組み

1 協働を進めるための意識づくり、つながりづくり

まちづくり推進課がコーディネート役となり、市の部局間の連携を進めます。市民まちづくりプラザは、団体の活動支援を行いつつ、まちづくり推進課とともに市民団体と市をつなぐパイプ役を担っていきます。さらに、全市民的協働を進めていくことができるよう、研修などによって職員の意識の向上を図りながら、つながりづくりの場への積極的な参加を呼びかけます。また、新たに協働を推進できるような制度を検討します。

まちプラの歩み

伊丹市立市民まちづくりプラザは、平成15年に制定された、伊丹市まちづくり基本条例に基づく参画と協働のまちづくりの拠点施設として、平成16年より運用がはじまり、管理運営は民間のNPO法人などが公募指定管理方式により担っていくことになりました。

第一期より（特）阪神・智頭NPOセンターが管理運営を受託しております（旧阪神NPOセンター）。第四期は平成29年3月まで。

伊丹市主管部署は市民部まちづくり推進課です。

ニティを
的に取り
定めます。
第1条この
まちづくり

第5条市は、
ならない。
2、市は、市
3、市は、市
ならない。

伊

第五次総

第五